

【参考資料1】

参照条文

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不

要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（年度計画）

第二十七条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の中期計画。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（以下この条及び第二十九条において「年度計画」という。）を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも、同様とする。

2 地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（中期目標等の特例）

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該

状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 公立大学法人に関する第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例)

第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅

滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会運営要綱

令和3年8月10日

沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県公立大学法人評価委員会条例（令和2年沖縄県条例第22号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、議事の手続その他沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 委員長は、条例第6条第1項に基づき、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

2 委員長は、会議の議長として議事を整理する。

(会議の公開等)

第3条 会議は原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成できなくなると認められるときその他正当な理由があると認めるときは会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議の傍聴を希望する者に対し、沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会傍聴要領（以下「傍聴要領」という。）を示すものとする。

3 委員長は、傍聴人が、傍聴要領に定める事項に違反する行為をしたときその他委員長の指示に従わないときは、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(会議結果の公開等)

第4条 会議の内容又は結果等その概要は、次の事項を含め、議事概要に記載するものとする。

- (1) 会議の議題
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 出席した委員の氏名
- (4) 議事の要旨

2 議事概要及び配付資料は原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事概要及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事概要の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について要約を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会傍聴要領

令和3年8月10日

沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会決定

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の1時間前からです。
- (3) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。
- (4) 会議の傍聴定員は若干名です。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴希望者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会議において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行う場合には、委員長の許可を得ること。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

沖縄県公立大学法人評価委員会条例

令和 2 年 3 月 31 日

条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 11 条第 4 項の規定に基づき、沖縄県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称等)

第 2 条 委員会の名称、処理する事務及び庶務を処理する部は、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

名称	処理する事務	庶務を処理する部
沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会	公立大学法人沖縄県立看護大学に関する事務	保健医療部
沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会	公立大学法人沖縄県立芸術大学に関する事務	文化観光スポーツ部

(組織等)

第 3 条 委員会は、それぞれ委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に、それぞれ委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の求め)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員会の運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第1条に規定する沖縄県公立大学法人評価委員会（以下「旧委員会」という。）は、改正後の第2条に規定する沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会（以下「新委員会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の第2条第2項の規定により旧委員会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、改正後の第3条第2項の規定により新委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

公立大学法人沖縄県立看護大学定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 役員及び職員（第8条—第14条）
- 第3章 理事会（第15条—第18条）
- 第4章 審議機関
 - 第1節 経営審議会（第19条—第22条）
 - 第2節 教育研究審議会（第23条—第26条）
- 第5章 業務の範囲及びその執行（第27条・第28条）
- 第6章 資本金等（第29条・第30条）
- 第7章 規程への委任（第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、生命の尊厳を重んずる豊かな人間性を育成し、及び看護に関する高度な専門的知識や技術を修得させることにより、保健医療福祉の分野において看護を科学的に実践することができる人材の育成を図るとともに、看護の教育、研究及び実践の中核機関として看護実践及び学術的発展に寄与し、人々の健康と福祉の向上に貢献することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人沖縄県立看護大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の名称及び所在地）

第3条 法人が設置及び管理を行う大学の名称は、沖縄県立看護大学（第19条第2項第3号、第23条第3項及び附則第2項を除き、以下「大学」という。）とする。

2 大学の所在地は、那覇市与儀1丁目24番1号とする。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、沖縄県とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人の事務所の所在地は、那覇市とする。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、沖縄県公報に登載する方法又はインターネットを利用する方法により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により、沖縄県公報に登載し、又はインターネットを利用することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

第2章 役員及び職員

(役員)

第8条 法人に、役員として理事長1人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

2 法人には、副理事長を置かないものとする。

(役員職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、沖縄県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

4 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 監事は、法人が次に掲げる書類を沖縄県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他沖縄県の規則で定める書類

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(理事長の任命等)

第10条 理事長は、大学の学長（以下「学長」という。）となる。

2 理事長の任命は、法人の申出に基づいて、知事が行う。

3 前項の申出は、第1号に掲げる委員及び第2号に掲げる委員各3人をもって構成する会議（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行うものとする。

(1) 第19条第1項に規定する経営審議会の委員（理事長を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者

(2) 第23条第1項に規定する教育研究審議会の委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者

4 理事長選考会議の委員には、法人の役員（その最初の任命の際現に法人の役員又は職

員でなかった理事を除く。)又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

5 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 議長は、理事長選考会議を主宰する。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

(理事の任命)

第11条 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

(監事の任命)

第12条 監事は、知事が任命する。

(役員任期)

第13条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

2 理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表承認日(法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認日をいう。)までとする。

4 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときは、当該理事は、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなして、第11条第2項の規定を適用する。

(職員の任命等)

第14条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務、任命その他職員に関する事項は、法人の規程で定める。

第3章 理事会

(設置及び構成)

第15条 法人に理事長及び理事をもって組織する理事会を置く。

(招集)

第16条 理事会は、理事長が招集する。

2 2人以上の理事が会議の目的である事項を示して理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第17条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は理事会を主宰する。

3 理事会は、理事長及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 理事会の議事は、出席した理事長及び理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第18条 理事長は、次の事項について決定しようとするときは、理事会の議を経なければならない。

(1) 中期目標についての意見（法人が法第78条第3項の規定により知事に対し述べる意見をいう。第22条第1号及び第26条第1号において同じ。）及び年度計画（法第27条第1項に規定する年度計画をいう。第22条第2号及び第26条第2号において同じ。）

に関する事項

(2) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) 重要な法人の規程の制定及び改廃に関する事項

(6) 職員の人事並びに評価の方針及び基準に関する事項

(7) 組織及び運営並びに教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(8) その他理事会が定める重要事項

第4章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第19条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員6人以内で構成する。

(1) 理事長

(2) 理事長が指名する理事又は法人の規程で定める職員

(3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者

3 前項第3号に掲げる委員は、2人とする。

4 経営審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、役員である経営審議会の委員の任

期は当該役員としての任期の満了する時まで、職員である経営審議会の委員の任期は当該職員が第2項第2号に定める職から異動する時までとする。

5 経営審議会の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 経営審議会の委員は、再任されることができる。

(招集)

第20条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 2人以上の経営審議会の委員が会議の目的である事項を示して経営審議会の招集を請求したときは、理事長は、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第21条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、経営審議会を主宰する。

3 経営審議会は、委員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、審議することができない。

4 経営審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(審議事項)

第22条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(2) 中期計画（法第26条第1項に規定する中期計画をいう。第26条第2号において同じ。）及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(3) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関する事項

(4) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計に関する法人の規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項

(5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(6) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(7) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第23条 大学に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員及び次項に規定する委員6人以内で構成する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 法人の規程で定める学部、研究科等の教育研究上の重要な組織の長
- (4) 学長が指名する法人の規程で定める職員

3 学長は、法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するものを教育研究審議会の委員として任命することができる。

4 前項の規定により任命された委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 教育研究審議会の委員は、再任されることができる。

(招集)

第24条 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 2人以上の教育研究審議会の委員が会議の目的である事項を示して教育研究審議会の招集を請求したときは、学長は、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第25条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、委員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、審議することができない。

4 教育研究審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第26条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (3) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関する事項
- (4) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）
- (6) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (10) その他大学の教育研究に関する重要事項

第5章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第27条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学の設置及び管理を行うこと。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

第28条 この定款に定めるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項は、業務方法書で定める。

第6章 資本金等

(資本金)

第29条 法人の資本金は、その設立に際し、沖縄県が出資する額の合計額とする。

2 前項の規定により沖縄県が出資の目的として出資する別表第1に掲げる土地及び別表第2に掲げる建物の価額は、出資の日現在における時価を基準として沖縄県が評価した価額の合計額とする。

3 法人は、沖縄県の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第30条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、沖縄県に帰属する。

第7章 規程への委任

第31条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(最初の学長となる理事長の任命及び任期に関する特例)

2 学長となる理事長の法人の成立後最初の任命については、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから知事が行う。

3 前項の規定により学長となる理事長に任命された者の任期は、3年とする。

別表第1（第29条関係）

資産の種別	所在地	地目	地積（㎡）
土地	那覇市与儀1丁目196番	宅地	15,850.26

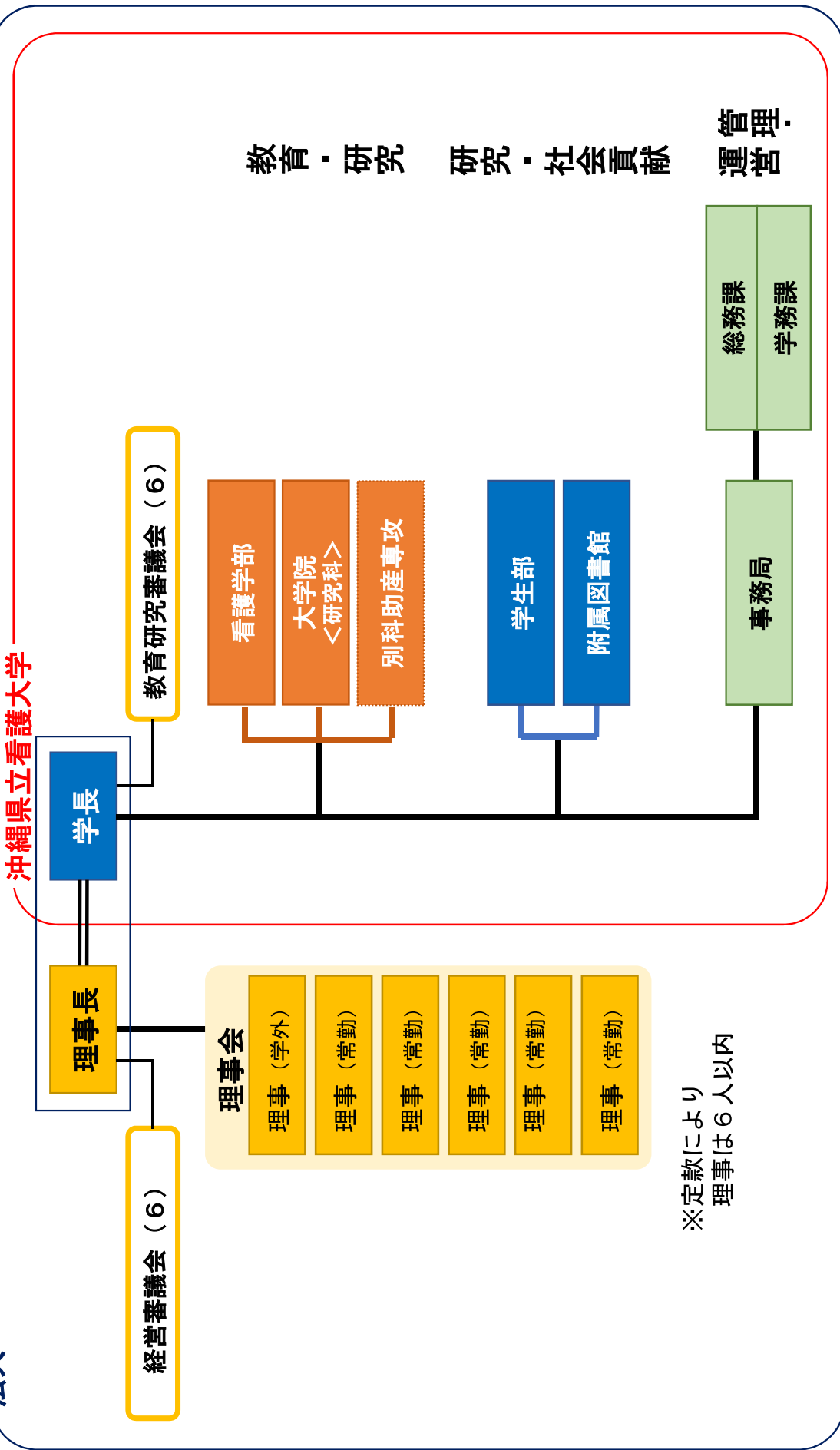
別表第2（第29条関係）

資産の種別	名称	所在地	構造	延床面積（㎡）
建物	校舎	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造陸・コンクリート屋根地下1階付4階建	8,229.61
	研究・福利棟	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根瓦重ねぶき地下1階付3階建	3,141.93
	体育館	那覇市与儀1丁目196番地	鉄骨・鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき2階建	1,285.41
	附属図書館	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根瓦重ねぶき2階建	2,878.00
	ポンプ室	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平屋建	21.84
	ガスメーター室	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	4.20

公立大学法人沖縄県立看護大学組織図（イメージ）（案）

令和3年9月28日

法人



沖縄県公立大学法人評価委員会の役割について

(1) 設立団体の長に意見を述べること（地独法第11条第2項第1号関係）

- ・ 設立団体の長が中期目標を定め、又は変更しようとするときの意見（法第25条第3項）
- ・ 出資等に係る不要財産の納付を設立団体の長が認可しようとするときの意見（法第42条の2第5項）
- ・ 出資等に係る不要財産を譲渡し、その収入の納付を設立団体の長が認可しようとするときの意見（法第42条の2第5項）
- ・ 条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供することを設立団体の長が認可しようとするときの意見（法第44条第2項）
- ・ 法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に係る設立団体の長への意見の申出（法第56条第1項（法第49条第2項準用））
- ・ 定款の変更により設立団体の数を減少させる場合に財産処分を必要とするときの意見（法第67条第2項）
- ・ 公立大学法人が作成する中期計画を設立団体の長が認可しようとするときの意見（法第78条第4項）
- ・ 中期目標期間の終了時において、設立団体の長が法人の業務を継続させる必要性、組織及び業務の全般にわたる検討を行うに当たっての意見（法第79条の2第2項）

(2) 公立大学法人の業務の実績を評価すること（地独法第11条第2項第2号関係）

- ・ 公立大学法人の毎事業年度に係る業務の実績等についての評価（法第78条の2第1項）
 - 中期目標期間における評価は、学校教育法に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる（法第79条）
- ・ 公立大学法人に対する評価結果の通知等に係る設立団体の長への報告及び公表（法第78条の2第5項）

(3) 公立大学法人に勧告すること（地独法第11条第2項第3号関係）

- ・ 公立大学法人の毎事業年度に係る業務の実績等についての評価を行い、必要がある場合に業務運営の改善その他の勧告を行う（法第78条の2第4項）

(4) 関係設立団体の長に意見を述べること（地独法第11条第2項第4号関係）

- ・ 設立団体が設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人を吸収合併しようとする場合の意見（法第108条第2項）

(5) 関係設立団体の長に意見を述べること（地独法第11条第2項第5号関係）

- ・ 設立団体が設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との新設合併しようとする場合の意見（法第112条第2項）

今後のスケジュール（案）

	年月	議会、評価委員会等	審議事項等
法人化	令和3年8月10日	第1回評価委員会	中期目標（案）
	8月16日～9月3日	パブリックコメント	中期目標（案）
	10月21日	第2回評価委員会	中期目標（案）、中期計画（案）
	11月～12月	11月議会（定例会）	①定款の改正 ②継承させる権利条例 ③一部免責条例（文化振興課）
	12月下旬～ 令和4年1月	総務省及び文科省	①法人設立認可申請 （総務省及び文科省） ②大学設置者変更認可申請 （文科省）
	令和4年2月～3月	2月議会（定例会）	①関係条例の整理条例 ②職員の引継ぎ条例 ③中期目標
	3月下旬	第3回評価委員会	中期計画（案）、 役員報酬等基準（案）等
法人化後	令和4年4月	公立大学法人沖縄県立看護大学の設立	
	（毎年）7月頃	第1回評価委員会	年度計画（年間取組等）の報告
	（毎年）10月頃	第2回評価委員会	前年度業務実績についての評価 ※ R4のみ評価方法、基準（案）